



# セビージャFCサッカーアカデミー福島

## 入会規約

### 第1条(名称)

本アカデミーは、セビージャFCサッカーアカデミー福島(以下本アカデミー)と称する。

### 第2条(所在)

本アカデミーは、福島県郡山市に主たる事務所を置く。

### 第3条(目的)

本アカデミーは、地域におけるスポーツの発展により、未来ある子供たちの夢を育み青少年の健全育成を図る事と国際交流を目的とする。

### 第4条(入会資格)

本アカデミーに入会するには、次の要件を備えていなければならない。  
(1) 本アカデミーの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できること。  
(2) スポーツを行うに適した健康状態であること。

### 第5条(入会手続)

1、本アカデミーに入会を希望するものは、所定の手続きに従い本アカデミーに申し込むものとする。  
2、所定の手続きを終え、本アカデミーが入会を認めた者(以下会員)は、別途提示の練習日から本アカデミーに参加することができる。

### 第6条(入会金・年会費・月会費等)

1、入会金、年会費、月会費等は一括にて支払うこととする。  
2、会員は、別に定める入会金、年会費、月会費等を所定の期日までに納入するものとする。一旦納入した諸費用は不可抗力・特別な事情がある場合を除いて返金はないものとする。  
3、年度途中での入会でも入会金は変わらないものとする。  
4、会員は、年度会員制となっており、万が一本アカデミーが休講になった月があっても年会費の返還義務はないものとする。  
また、会員の途中退会、休会があった場合でも年会費の返還の義務はないものとする。  
5、月会費は前納とし、本アカデミーが所定する方法に準じ翌月分の月会費を納入するものとする。  
6、会員の口座振替準備完了までは、入会金、年会費、月会費の支払いは本アカデミー指定銀行口座への「振込」とし、会員の口座振替準備完了後から会員口座からの「自動振替」とする。  
7、会員の指定する銀行の預金口座から毎月27日(27日が銀行休業日の場合は翌営業日)にF-NETでの自動振替により支払うものとする。会員は銀行の預金口座に毎月残高不足がないように、自動振替日前日までに入金するものとする。  
自動振替にかかる手数料は会員負担とする。  
27日の自動振替がなされなかった場合は、自動振替が出来なかった会員へ個別に連絡する。自動振替がなされなかった会員は翌月の5日(5日が銀行休業日の場合は翌営業日)の自動振替により支払うものとする。その際に自動振替にかかる手数料は会員負担とする。  
また、それ以前にかかった自動振替請求に対する手数料についても会員負担とする。  
8、本アカデミーでは現金の取り扱いは一切行わず会費等の現金を持参しても受領しないものとする。

### 第7条(休会)

1、本アカデミーの休会(引き続き1ヶ月以上2ヶ月以下休む場合をいう)を希望する会員は、原則として前月20日までに届け出なければならない。  
2、休会の期間は2ヶ月以内とし、休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとする。ただし、怪我等の理由で本アカデミーが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。  
3、休会期間の月会費は別途定めるところによるものとする。

### 第8条(退会)

1、退会を希望する会員は、退会希望月の前月20日までに所定の方法によりその旨を届け出なければならない。  
2、退会後に再入会するときは入会金、会費を再度支払わなければならない。

### 第9条(活動期間)

本アカデミーの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とする。

### 第10条(活動日及び時間)

1、本アカデミーの練習日、時間については、本アカデミーが提示したスケジュールによる。  
2、やむを得ない事情が発生した場合は、提示した活動日を中止とすることがある。その場合は、所定の連絡方法で事前に会員に通知する。

### 第11条(休校・閉鎖)

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のアカデミー運営を継続することが困難となる事由が生じた際は、本アカデミーを休校、もしくは閉鎖できるものとする。

### 第12条(指導内容)

本アカデミーが定めた指導方法により年齢と心身の発達に応じた一貫した指導を行う。具体的な指導方法はセビージャFC(スペイン)の指導方法に準ずる。

### 第13条(着用品)

1、会員は、本アカデミーが指定した練習着を着用することで活動に参加できることとする。  
2、本アカデミーが指定した練習着がセビージャFC(スペイン)でモデルチェンジした際は、本アカデミーの練習着もモデルチェンジするものとする。ただし、モデルチェンジ前・後の練習着はどちらの着用も認めるものとする。

### 第14条(会員のモラル)

会員は次の事項を厳守しなければならない。  
(1) フェアプレー精神をモットーとし、会員全員がサッカーに親しみ楽しめるよう努めること。  
(2) 本アカデミーの目的に沿うよう努めること。  
(3) 本アカデミーの定める規約・活動する会場の諸規則を遵守すること。  
(4) 練習及び試合等の本アカデミーの活動に際して、本アカデミーが指定したスポーツウェア等それらを着用し、常に品位を保つよう努めること。

### 第15条(除名)

会員が以下の項目に違反したとき、本アカデミーの判断で会員を除名できるものとする。  
(1) 本規約に違反、または違反したと本アカデミーにて判断したとき。  
(2) 月会費、その他の支払いを2ヶ月以上滞納する。または、支払請求に応じないとき。除名としても支払い義務は継続するものとする。  
(3) 本アカデミーの名誉と信用を著しく害す。または、会員が品位を損なった、その他公の秩序に反した場合。または、反したと本アカデミーにて判断したとき。  
(4) 施設・設備等を故意・過失により破損したとき。

### 第16条(変更事項)

会員は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があったときは、所定の方法により速やかにその旨、届け出なければならない。

### 第17条(免責)

本アカデミーの活動内での秩序や指導者の指示に従わなかったことで起きた事故・トラブル・盗難等について、本アカデミーは一切の責任を負わないものとし、会員が本アカデミーに対し損害賠償を求めないこととする。

### 第18条(保険)

1、会員の入会と共にスポーツ傷害保険に加入することとし、その手続きは本アカデミーが行うこととする。  
2、保険の補償内容については、加入する保険会社の契約通りとする。

### 第19条(写真・映像の使用)

1、会員の保護者による個人的な利用目的での写真・映像の撮影は行って良いものとするが、動画サイト等に載せる場合は事前に本アカデミーの承諾を得るものとする。これに反したときは第15条の(3)に抵触するものとする。  
2、本アカデミーの活動風景を撮影した写真および映像をセビージャFC(スペイン)・本アカデミー・NPO法人Fan Koriyamaのホームページ、メディア掲載その他プロモーションに使用する場合がある。会員はこれを承諾するものとする。

### 第20条(個人情報の取り扱い)

本アカデミーは、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

### 第21条(付則)

1、本アカデミーが定めた本規約は、必要に応じ随時本規約を改正できるものとする。  
2、本アカデミーが会員に本規約の改正後通知し、その後の本アカデミーの活動に会員が参加した場合、承諾したものとする。

### 第22条(発効)

本規約は2018年1月1日より発効するものとする。